

第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

アメリカ

1 経済及び雇用・失業等の動向

全国経済調査局によると、米国経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年11月には景気が反転した。2003年7~9月期の実質GDP成長率は8.2%と、大幅な伸びを記録し、以降、堅調に推移している。

雇用動向をみると、1993年以降、2000年まで雇用者数は建設業、小売業、専門的・対事業所サービス、教育・健康関連サービス、政府を中心に年300万人程度のペースで堅調に増加していた。2000年なればから雇用者数の伸びが鈍化し、2001年は前年比4万人増の1億3,183万人となった後、2002年には149万人減少し、2003年は41万人減の1億2,993万人となった。失業率は、雇用の好調さを反映して2000年まで低下が続いているが、2001年に入るころから急激に上昇し、2003年には6.0%となった。2003年に入ってからの動きをみると、雇用は、年のなかばまでゆるやかに減少し

たものの、建設、小売、専門的・対事業所サービスなどの伸びに支えられ秋口から増加に転じた。失業率は6月の6.3%をピークに低下傾向で推移している。

〈表2-2〉米国の実質GDP成長率と雇用・失業の動向

年 月	2000	2001	2002	2003	2004				
					1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
実質GDP成長率	3.8	0.3	2.4	1.1	2.0	3.1	8.2	4.1	4.2
就業者数	136,891	136,933	136,485	137,736	137,355	137,585	137,647	138,369	138,388
失業者数	5,655	6,742	8,378	8,774	8,509	9,000	8,981	8,616	8,273
失業率	4.0	4.8	5.8	6.0	5.8	6.1	6.1	5.9	5.6
16~19歳	13.1	13.1	16.5	17.4	17.3	18.3	17.5	16.3	16.6
20~24歳	7.1	7.1	9.7	9.4	9.3	10.3	10.4	10.0	9.6

資料出所 内閣府「海外経済データ」、連邦商務省経済分析局〔BEA〕、連邦労働省労働統計局〔BLS〕“Employment & Earnings 2004年2月号”

(注) 四半期の数字は季節調整値。

実質GDP成長率の四半期数値に関しては、前期比年率。GDP以外の四半期数値は、各月の米政府発表数値を海外情報室において計算して求めたもの。

〈表2-3〉米国における産業別被用者数の推移

年	被用者数						被用者数の増減差					
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	1998 ~2003	1998 ~1999	1999 ~2000	2000 ~2001	2001 ~2002	2002 ~2003
非農業被用者計	12,593	12,899	13,179	13,183	13,034	12,993	400	306	279	4	-149	-41
鉱業	65	60	60	61	58	57	-7	-5	0	1	-2	-1
建設業	615	655	679	683	671	672	57	40	24	4	-11	1
製造業	1,756	1,732	1,726	1,644	1,526	1,453	-304	-24	-6	-82	-118	-73
うち耐久財	1,091	1,083	1,088	1,034	948	897	-194	-8	5	-54	-85	-51
非耐久財	665	649	639	611	578	556	-110	-16	-10	-28	-33	-22
卸売・小売業、運輸、電気・ガス・水道等事業	2,519	2,577	2,623	2,598	2,550	2,528	9	59	45	-24	-49	-22
うち小売業	1,461	1,497	1,528	1,524	1,503	1,491	30	36	31	-4	-21	-11
情報通信業	322	342	363	363	340	320	-2	20	21	-0	-23	-20
金融、保険、不動産業	746	765	769	781	785	797	51	19	4	12	4	13
専門的サービス、対事業所サービス	1,515	1,596	1,667	1,648	1,598	1,600	85	81	71	-19	-50	2
うち労働者派遣業	225	247	264	234	219	224	-0	22	17	-30	-14	5
教育・健康関連サービス	1,445	1,480	1,511	1,565	1,620	1,658	213	35	31	54	55	38
余暇、レクリエーション	1,123	1,154	1,186	1,204	1,199	1,213	89	31	32	17	-5	14
その他サービス	498	509	517	526	537	539	42	11	8	9	11	2
連邦・州・地方政府	1,991	2,031	2,079	2,112	2,151	2,158	167	40	48	33	40	6

資料出所 連邦労働省労働統計局

[各国にみる労働施策の概要と最近の動向（アメリカ）]

2 賃金・物価・労働時間等の動向

週当たり名目賃金（民間非農業、生産・非監督的労働者）の上昇率は、1999年、2000年と3%台だったが、2002年には2.6%まで低下し、2003年には2.2%となつた。

2003年の民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間（賃金の支払対象となる時間数のこと、実際に就業した時間以外に、年次有給休暇、有給休暇、賃金が支払われる病気休暇などを含む賃金の支払い対象となった時間）は、前年より0.2時間少ない33.7時間となつた。

製造業の支払い労働時間も前年より0.1時間少ない40.4時間であった。

労働災害に関する最近の動きは表2-6のとおりであ

〈表2-4〉 米国の名目賃金及び消費者物価上昇率の推移

年	(%)				
	1999	2000	2001	2002	2003
賃金上昇率（名目）	3.2	3.9	2.7	2.6	2.2
物価上昇率	2.2	3.4	2.8	1.6	2.3

資料出所 米連邦労働省ホームページ、同“Employment and Earnings”

(注) 前年比。

〈表2-5〉 米国の週当たり労働時間／賃金などの推移

年	(時間)			
	2000	2001	2002	2003
週当たり労働時間(民間非農業)	34.3	34.0	33.9	33.7
週当たり賃金(民間非農業)	480.41	493.20	506.07	517.36
所定外労働時間(製造業)	4.6	3.9	4.1	4.2

資料出所 連邦労働省労働統計局 “Employment & Earnings 2004年2月号”

(注) 民間非農業、生産・非監督的労働者に係るもの。

〈表2-6〉 労災死亡件数の推移

年	(人、%)					
	1997	1998	1999	2000	2001	2002
死亡災害件数	6,238	6,055	6,054	5,920	5,915	5,524
民間計	5,616	5,457	5,488	5,347	5,281	4,970
農林水産業	833	840	814	720	741	789
鉱業	158	147	122	156	170	121
建設業	1,107	1,174	1,191	1,155	1,226	1,121
製造業	744	698	722	668	598	563
運輸、電気・ガス・水道業	1,008	911	1,008	957	915	910
卸売業	241	229	238	230	220	205
小売業	670	570	513	594	538	487
金融・保険・不動産業	97	92	107	79	86	87
サービス業	727	763	736	769	772	680
公務	622	598	566	573	634	554
構成比						100.0

資料出所 連邦労働省労働統計局（BLS）ホームページ

(注) 2001年の数値からは、9月11日のテロ被害者部分を除いている。

〈表2-7〉 労働組合組織率

年	2002			2003		
	被用者数計	組合員数	組織率	被用者数計	組合員数	組織率
年齢計	121,826	16,145	13.3	122,358	15,776	12.9
男性	63,272	9,325	14.7	63,236	9,044	14.3
女性	58,555	6,820	11.6	59,122	6,732	11.4
白人	100,923	12,958	12.8	100,589	12,535	12.5
黒人	14,108	2,386	16.9	13,928	2,298	16.5
フルタイム労働者	10,081	14,622	14.6	100,302	14,263	14.2
パートタイム労働者	21,513	1,492	6.9	21,809	1,479	6.8
職種別・産業別						
管理・専門的	40,610	5,384	13.3	40,883	5,331	13.0
鉱業	446	39	8.7	504	46	9.1
建設業	7,080	1,179	16.7	7,126	1,139	16.0
製造業	16,387	2,399	14.6	16,130	2,173	13.5
卸売・小売業	17,653	1,040	5.9	18,343	1,130	6.2
運輸、電気・ガス・水道業	5,186	1,283	24.7	4,942	1,294	26.2
情報産業	3,334	487	14.6	3,297	448	13.6
金融・その他	8,251	164	2.0	8,360	176	2.1
専門的・事業所向けサービス	10,916	293	2.7	10,588	243	2.3
教育・健康産業	16,088	1,372	8.5	16,635	1,324	8.0
公務	19,673	7,346	37.3	19,710	7,324	37.2
連邦政府	3,318	1,068	32.2	3,247	1,004	30.9
州政府	5,637	1,745	31.0	5,636	1,706	30.3
地方政府	10,719	4,533	42.3	10,827	4,614	42.6

資料出所 連邦労働省労働統計局（BLS）労働力統計課

〈表2-8〉労働争議件数等の推移

年	争議件数	参加人員	(件、千人、千人日) 労働損失日数
1980	187	795	20,844
1985	54	324	7,079
1990	44	185	5,926
1995	31	192	5,771
2000	39	394	20,419
2001	29	99	1,151
2002	19	46	660
2003	14	129	4,091

資料出所 連邦労働省労働統計局 (BLS)

り、2002年は前年に比べて、死亡災害件数はやや減少した。

労働組合に関しては、組織率の動きは表2-7のとおりとなっていて、2003年は2002年に比して組合員数、組織率ともにそれぞれやや減少している。

労働争議(参加人数1,000人以上)の発生状況に関しては、表2-8のとおりとなっていて、2003年は2002年に比して争議件数はやや減少したが、参加人員・労働損失日数は大きく増大した。

3 労働施策の概要

(1) 雇用・失業対策

① 行政機関

a 連邦政府・州政府

アメリカにおける労働力の需給調整は基本的に州の責任とされており、連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦予算の配分、技術的援助である。

1933年制定のワグナー・ペイサー法(Wagner-Peyser Act)が、連邦政府による全国職業サービス制度を設置することを規定している。なおワグナー・ペイサー法は、1998年労働力投資法(Workforce-Investment Act of 1998 : WIA ; 後述)によって修正されているが、現在も連邦労働省の雇用対策の主要根拠法となっている。

連邦政府では、労働省が雇用・失業対策行政を所掌している。労働省の雇用訓練局(Employment and Training Administration : ETA)が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌する。

州政府では、各州の労働担当省(名称はDepartment

of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Securityなど)が雇用・失業対策行政を所掌している。

b 公共職業サービス機関

各州にある公共職業サービス機関は、各州が所掌・運営しており、全国に約1,800か所存在する。このうち、約1,000か所は、州にある各種職業訓練プロバイダー(training provider)。公立(郡立、市町村立も含む各種学校、州立大学等)又は民間(トラック運転学校、コンピュータ学校、各種単科大学等)の訓練施設一般)、コミュニティ・カレッジ等と共同で運営されている。

名称は各州で異なっている(Employment Office、Employment Services Officeなど)が、雇用サービス事務所(Office of Employment Services)と総称される。職員の身分は、州職員であり、職員数は全国で約2万人(1999年)である。

公共職業サービス機関では、労働者に対しては職業紹介、職業訓練プログラムの紹介などを、事業主に対しては求職者紹介、労働市場情報の提供や失業保険業務等を行っている。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイサー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している(連邦労働省の2003会計年度予算では、州職業サービス業務取扱費(State Employment Service Operations)に8億2,590万ドル計上している)。

② 労働力投資法とワンストップ(キャリア)センターの整備

クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法において、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」(One-Stop [Career] Center)を各州が整備することが規定され、以降、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められている。

なお、各州で収集された職業紹介情報(求人・求職情報)は、連邦労働省・各州の公共職業サービス機関、連邦復員軍人局(復員軍人の厚生・雇用等を所掌する連

[各国にみる労働施策の概要と最近の動向（アメリカ）]

邦政府の一つ)などが運営する「アメリカジョブバンク」(America's Job Bank)に登録され、オンラインで州を越えて職を求める者などに情報提供が行われている。

③若年者雇用対策

a ジョブコーラ(Job Corps：職業鍛成隊；宿泊型若年者団体教育訓練)

ジョブコーラは、経済機会法(Economic Opportunity Act)に基づき、1964年に創設された、16～24歳の無職の青少年(学卒未就職者、高校等中途退校者等)に職業教育と訓練を行う連邦労働省雇用訓練局の管理下の機関及びそこで実施されるプログラムのことである。ジョブコーラは全国に組織を有している。

プログラム参加者を、原則として寮に宿泊させながら、社会生活を営むまでの基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受けさせる。

ジョブコーラによれば、参加者の75%が、地域の公共職業訓練施設や労働組合の紹介、ジョブコーラが各地に契約指定する民間の紹介業者を通じて就職したり、さらなる訓練に参加したり、軍役に加入したりなどした、とされている。高校のドロップアウト者、初等教育レベルの読み書き能力しか有していない者の社会統合に効果があると考えられている。

b 登録実習制度(Registered Apprenticeship)

登録実習制度プログラムとは、実習生のための労働基準を確立し、各州と協力して実習生の労働基準を向上させることを目的に、恐慌時の1937年に制定された連邦法である全国実習制度法(National Apprenticeship Act)に基づき、事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同によって、任意に主催するもので、プログラムを労働省などに登録する。

プログラムに参加する企業がプログラム参加者に対しOJTや座学による訓練(自動車修理工、大工、調理師、電気工などの技能工が中心)を提供する。

参加者は一定の時間を職場で過ごし、その他の時間は各種学校(高校など)で職場に関係する授業も受ける。働いている時間は各種学校の単位取得にもなる。プログラムの期間は職種によって異なるが、平均して4年程

度である。参加者には一般労働者の賃金の50～95%が事業主などから支払われる。

現在、同プログラムの主催者は、全国に約37,000あるとされ、25万以上の事業主、産業、企業がプログラムを実施している(連邦労働省雇用訓練局による)。

プログラム参加者は毎年約30万人であり、高校生、高卒者、ジョブコーラ(前述)を終えた者、職業経験のある者などまちまちで平均年齢は27歳。21歳以下の者の割合は14%程度である。

④高齢者雇用対策

a 年齢差別禁止法

1967年に年齢差別禁止法(Age Discrimination Employment Act of 1967 : ADEA)が制定され、40歳以上の労働者及び求職者について、年齢を理由として、採用、解雇、昇進及び労働条件等に関して差別的な取り扱いをすることが禁止された。

適用の対象となる事業主は、従業員20人以上の企業、連邦政府、州政府、地方政府である。対象となる者は40歳以上の者であるが、幹部公務員、政治的任用公務員などは対象外となる。

また、同法により、民間及び公的職業紹介機関は年齢を理由に求職者を事業主に紹介しなかったり、その他不利益な取り扱いを行ってはならず、労働組合は年齢を理由として組合員に差別してはならないとされる。

連邦法では対象となる事業所の規模を20人以上としているが、各州でこれより労働者に有利な州法を定めることは可能で、例えばテネシー州では8人以上となっている。

⑤失業保険制度

1935年に成立した連邦社会保障法(Social Security Act of 1935 : SSA)により、連邦・州失業保険(Federal-State Unemployment Compensation : UC)プログラムが創設された。連邦労働省は各州の失業保険財政(基金)が危殆に瀕したときなど財政支援を行うが、各州ごとの独立したプログラムの集合体となっている。

次の基本的内容については各州で共通となっている。
a 適用対象は労働者(自営業者、家族従業員、軍人などは適用除外)である。

- b 給付対象は、事業主都合による解雇で求職中の就職可能な者で、懲戒解雇者や自発的離職者は給付対象とならない。
- c 給付期間は大半の州で最長26週間となっている。
- d 給付額は、平均で前職賃金の50%である。
- e 保険財源は、事業主から徴収する給与支払税(Payroll Tax)である。(一部の州では労働者からも少額徴収)。徴収した金額はいったん失業保険信託基金(Unemployment Trust Fund)に預けられる。赤字のときは連邦政府から補填される。
- なお、連邦政府職員と軍人のためには独自の失業保険制度がある。

(2) 職業能力開発政策

連邦政府の行う職業訓練施策は、労働省、教育省、厚生省が管轄している。

主な対象者は、社会福祉受給者、貧困にある成人と若年者、求職者の3グループで、この3グループを対象にした施策が行われている。

職業能力開発の主要連邦法である1998年制定の労働力投資法で求職者が、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを1か所で受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」を各州が整備することが規定され、以降、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、ワンストップ・キャリアセンターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。

職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティ・カレッジ^(註1)、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

技能能力・評価制度に関しては、全国的な職業資格制度として統一するため、1994年の全国技能基準法(National Skill Standards Act)に基づき、全国技能基準委員会(National Skill Standards Board : NSSB)が設置され、基準整備が進められている。2000年4月現在、農業バイオテクノロジーなど4つの産業において技能標準が設定されている。この評価・資格制度は、国のイニシアティブにより全国統一的なものとしてつくら

れつつも、産業界に具体的役割を担わせ、実践的な職業能力評価制度をめざしていた。

全国技能基準委員会は2003年には連邦政府機関としての役割を終了し、同機関の役割を引き継ぐものとして、全国技能機関委員会機構(National Skill Standards Board Institute : NSSBI^(註2))に組織変更された。

(3) 最低賃金制度

米国の最低賃金制度には、連邦制度と州制度とがある。連邦制度は、1938年公正労働基準法(Fair Labor Standards Act 1938 ; FLSA)によるもので、労働省雇用基準局が所掌する。州によっては連邦の制度と異なる水準を規定することがあるが、連邦の最低賃金と差違が生じる場合、労働者にとって有利な方が優先される。

連邦最低賃金の水準は、①一般労働者については1時間当たり5.15ドル、②20歳未満の労働者の最初の90日間に係る最低賃金は4.25ドルとなっている(1997年9月1日～)。

連邦最低賃金の適用範囲については、①州を超えた事業を行い、又は州を超えて流通する商品を製造する企業、②民間病院・民間学校、③年商50万ドル以上の事業所等となっている。連邦最低賃金の対象からは、管理職、専門職等は除外されている。

(4) 労働時間制度

連邦公正労働基準法では、週40時間を超えて労働させる場合に、その超えた時間について通常の賃金の5割増しの賃金を義務づけているが、労働時間の上限、休憩、休日、有給休暇、夜間労働について規定する連邦法は存在しない。

一部の州では休日、一部産業での労働時間などに制限を課している。

4 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 2004年大統領一般教書の発表

①概要

ブッシュ大統領は、2004年1月20日、一般教書演説(State of the Union Address^(註3))を行った。この中で、

ブッシュ大統領は演説時間全体の約半分を費やして、イラク問題や対テロ問題に係る内外の批判に反論して、イラク復興の重要性を強調するなど、安全保障に言及した。

内政面に関しては、減税の恒久化のほか、21世紀雇用プログラム、新移民政策、医療保険制度改革などを挙げた。

② 内 容

a) 雇用政策

ブッシュ大統領は、米国経済は成長しており、雇用も増加していると任期中の実績を誇る一方、「米国経済は変容を遂げている。技術革新が仕事のやり方を変えている。生産性が上がり、労働者は新たな技術を身につける必要がある。我々はより多くの国民が職を得るために技術を修得する手助けをしなければならない。」と訓練・教育の重要性を強調した。その上で、「学力が低い生徒たちや地域の学校を支援する」ため、「21世紀雇用政策」（後述③参照）を提案すると発表した。

b) 新移民政策

臨時労働者プログラム（後述(2)参照）を提案するなどと述べた。

c) 医療保険制度改革

2003年末のメディケア改革について、「今年から高齢者は薬品割引券を受け取れるようになった」とその成果に言及し、「医療保険分野での目標は、米国民がそれぞれの要望に最もあっている民間医療保険を選択し、加入できるようにすることだ」と従前からの民間医療保険制度を重視する発言を行った。「医療保険をより安くするためには、連邦議会は高騰する医療コストを抑制しなければならない」と述べ、医療費抑制の重要性を訴えた。

③ 21世紀雇用政策（Jobs for the 21st Century）

一般教書演説後の1月21日、ブッシュ政権は、21世紀雇用政策の具体的な内容を公表した。

21世紀雇用政策は、労働者が仕事に就く能力を向上させるため、高等教育、職業訓練、高校教育の強化を内容とするもので、今後新たに5億ドルの予算を支出す

る。その概要是次のとおりである。

a) 高等教育及び職業訓練の強化

a) 背 景

現在アメリカで最も急速に増加している雇用の80%は、高校卒業以降の何らかの教育及び数学と科学の基礎的な知識を必要としているものである。こうした状況において、コミュニティ・カレッジは、学位取得を目指す者とスキルアップを図る労働者の双方にとって、職業教育の提供者として重要な役割を担っている。

このため、低所得の家庭の学生が高等教育を受けやすくし、またコミュニティ・カレッジと技能労働者を必要とする産業の事業主との間に、新しい形の職業訓練に関する協力関係を促進することをめざす。

b) 地域職業訓練補助金

コミュニティ・カレッジが「労働力の発展」に果たす役割を強化する（労働市場に果たす役割を強化する）ため、地域職業訓練補助金として2005年に2億5,000万ドルを支出する。

この連邦政府からの補助金は、より多くの技能労働者を求めている事業主に協力して訓練を行うコミュニティ及び技術的コミュニティ・カレッジに対して支給される。

c) 大学生向け奨学金（「ペル・グラン特例」）の拡大支給

連邦政府が、大学生向け奨学金に3,300万ドルを追加的に用意して、高校で奨学金のための課程を全部履修している低所得の高校生に対して、当該奨学金を支給する。これにより、新たに36,000人の低所得の高校生が奨学金を取得できる見込みとなる。

b) 高校教育強化

a) 背 景

高校生は、高等教育機関に進学したり、労働市場に参入したりするために、在学中からの準備が重要であるが、近年、高校生の読解力・数学の学力が低下する傾向がみられる。

b) 概 要

高校生の読解力・数学の学力向上のため、読解力向

上プログラムに1億ドル、数学の学力向上プログラムに1億2,000万ドル、数学及び科学教師の能力向上プログラムに4,000万ドル、州奨学生プログラム^(E5)の充実に1,200万ドルなどを、それぞれ国から地方教育関連機関(公共教育機関や私学教育機関など)に支出し、地方での数学教師の技能向上などを図る。

④ 各界の反応

民主党は、有力議員が一般教書演説の内容を一斉に批判している。2004年1月20日には、民主党の幹部であるダシュル上院院内総務(サウスダコタ州選出)とペロージ下院院内総務(カリフォルニア州選出)が、民主党としての一般教書演説対抗声明を発表した。声明では、イラク問題などの外交問題について、同盟国と疎遠になるのではなく、それらの国や国際機関と協力すべきであるなどと主張するとともに、内政面では、ブッシュ政権は国民経済の好転を主張しているが、アメリカの経済回復は(企業の)利益水準ではなく、雇用の増加で計られるべきであるとし、雇用を外国にさらに流出してしまう企業のために減税するのではなく、製造業の強化と国内での適正な賃金での雇用創出につながる減税・政策を提案した。

今回の一般教書演説について、ニューヨークタイムズなどマスコミは、今年が大統領選挙の年であるため、再選のために気前の良い経済・内政政策を各所に織り込んでおり、織り込まれた施策の多くは、国防支出とともに財政赤字をさらに増大させるものが多く、恒久減税の実施の方針とあいまって、大統領が主張している財政赤字の縮減を非常に困難なものにする要因となると論評している。

(2) ブッシュ大統領、国内不法滞在外国人労働者などに対する、期限付の就労を許可する制度を提案

① 概 要

ブッシュ大統領は、2004年1月7日、移民政策について見解を発表し、国内に不法滞在している外国人労働者や国内での就労を希望する外国人に対して、期限を区切った合法的就労を認める新制度を提案し、この制度の導入に向け、議会に協力を呼びかけた。

② 内 容

大統領は、米国が伝統的に移民受け入れを重視しており、世界中の人々に対しその才能と夢の実現のための門戸をアメリカが開放してきてることの賢明さは、もう既に移民の各世代が示していると、従前からの移民受け入れを重視する米国の姿勢を自賛し、現在多くの国内労働力が外国起源であることにも言及しつつ、現在800万人ともいわれる外国人が不法滞在している事態について、新たな制度が必要であると指摘した。

大統領が提案した新しい就労制度の対象となるのは、国内で既に労働している不法滞在外国人労働者^(E6)と、国内に就労先を確保し働くとしている外国人である^(E7)。一定の要件を満たした場合、3年間に限って滞在許可を与え、内国人並みの法的保護が受けられるようになるというものである。3年の期限が過ぎれば原則として帰国しなければならないが、滞在許可を更新することも可能とされている。

提案された新制度(プログラム)の概要は次のとおりである。

a 国境監視の強化

本プログラムに関する諸国と取り決めを結ぶことで、国境の管理を強化し、ひいては現在課題となっている米本土の公安の維持に資すること。

b 希望する労働者と希望する事業主とのマッチングを増進することで米経済に貢献すること

アメリカ人が就労しようとする職務に関して、本プログラムで米事業主に対し必要な労働力を供給する。事業主は、外国人への求人を開始する前に、アメリカ人でその職に就く者を探すためにあらゆる努力をしなければならない。

c 不法労働者に対する配慮

本プログラムは、非合法で就労している外国人労働者について、そうした労働者に係る不当な取り扱いがされないようにするために、「臨時労働者」(temporary worker)としての地位を付与する。プログラム参加者に対しては、臨時労働者カード(temporary worker card)が支給され、アメリカへの再入国に当たって拒否されることなしに、本国と行き来できる。